

## 企業会計決算特別委員会総括審査会議録

日時 平成19年11月21日(水) 開会時間 午前10時 3分  
閉会時間 午前12時 6分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 浅川 力三  
副委員長 中込 博文  
委員 臼井 成夫 望月 清賢 山下 政樹 望月 勝  
河西 敏郎 金丸 直道 進藤 純世 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公営企業管理者 望月三千雄 企業局次長 島口 積 企業局参事 山田 清  
企業局総務課長 清水 文夫 同 経営企画課長 山本 節彦  
同 電気課長 西山 学  
福祉保健部長 中澤 正史 福祉保健部次長 藤原 一治  
医務課長 福富 茂

議題 認第2号 平成18年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の結果 全員一致で認定すべきものと決定した。

審査の概要 総括審査は、各会計の決算状況の質疑とともに、意見のある場合は合わせての発言をお願いした。なお、審査意見書を提出された委員には、意見書記載の意見と合わせての発言をお願いした。  
審査は病院事業会計、電気事業会計、温泉事業会計、地域振興事業会計の順で行った。

主な質疑等 【病院事業会計】

望月勝委員 私の審査意見書が、各位のお手元に配付されておりますが、これに関連して発言いたします。

決算書の3頁をお開きいただきたいと思います。病院事業損益計算書によると、当年度純損失が、18億3,200万円、前年度繰越欠損金102億6,100万円と合わせ、当年度未処理欠損金は120億9,300万円となっております。この純損失、累積欠損金の大部分を生じさせているのは中央病院と聞いていますが、中央病院は、救急救命医療、総合周産期母子医療など県民生活に直結する高度な政策医療を提供しており、本県医療の中核病院であります。中央病院の経営改善が最大の課題と考え、中央病院について伺います。

中央病院の純損失は、多額の減価償却費が主な要因であるとの説明を受けましたが、今後の減価償却費の見通しはどうなるのか。また、赤字の解消の見込み対応策について伺います。

福富医務課長

中央病院の減価償却についてでございますが、平成18年度、中央病院だけで申し上げますと、23億8,300万円の病院建物と医療機器の減価償却が発生しております、これが大きな負担となっているわけでございます。この内、建物の減価償却で申し上げますと、14億4,700万円と多額となっております、耐用年数39年という長期にわたり減価償却していく必要があります、これについて今後も負担としてあり続けるという状況でございます。今後の機器整備等の状況にもよりますが、同程度の減価償却が発生していく状況でございますので、この負担の中で経営改善をしていく必要がありますけれども、現状の取り組みで申し上げますとステップアップ計画に基づいて取り組んでいますが計画達成が難しいというのが現在の取り組みの状況であります。

望月勝委員

中央病院の純損失は、多額な減価償却費が主な原因であるとの説明を受けました。赤字の解消の見込み対応策についても伺いました。現状では、収支の均衡は大変難しい状況であると言わざるを得ないと思っておりますが、県民は、累積欠損金120億円があるために明日にも病院が立ちゆかなくなるものと誤解しているのではないかと思います。

中央病院は、資金繰りが悪化して、いわゆる不良債務が発生し、政策医療、高度医療を担うために必要な医療機器や医薬品の購入に支障が生じているようなことがないのか伺います。

福富医務課長

経常収支や減価償却を含めた中で経営改善に取り組んでいるわけでございますけれども、資金繰りという面から申し上げますと減価償却費がトータルでは23億8,300万円でございますが、現金支出を伴わないものを経常収支から除きますと結果として6億円程度のいわば黒字となっているのが現状でございます。一方で6億円の他に企業債償還などに充てる必要があるということで、実際にはさらに4億5,800万円ほどその中から支出をしていくわけでございますが、先程の6億円と今申し上げました4億5,800万円を差引で考えましても平成18年度において1億4,000万円ほどの現金としては黒字となっているという現状でございます。

今後は、企業債償還等さらに嵩んでくる部分もございますので、そういったことを踏まえながらしっかりと経営改善には取り組んでいかなければならないということでございますが、平成18年度末に現金として44億6,800万円ほど保有しておりますので、直ちに資金繰りが悪化する状況ではないということでございます。

望月勝委員

今の説明をいただきまして、現金は44億6,800万円ほどあるということですが、企業債償還も近づいているということで、意見書にも黒字経営のビジョンが伝わってこないと記載をさせていただきました。説明を聞いておられますと、県民に経営のビジョンを伝えるためには、まずもって、経営状況について、もっとわかりやすく県民に説明していく必要があるのではないかと思います、その点を伺います。

また、特に病院の現場を見れば、医師、看護師をはじめ病院スタッフが大変忙しく、懸命に努力し働いておりますが、その現状をもっと県民の理解を得るようにPRをして患者の増加につなげるような方法も必要ではないかと思っております、その対策についても伺います。

福富医務課長 病院の経営状況を県民に向かってよく説明をする点は我々も課題だと認識しておりますので、今後も経営分析を行ったうえで出来るだけの説明をしていきたいと考えておりますので今後取り組んでいきたいと思ひます。

また、現場でかなりの努力をしている現状でございます。例えば、都道府県がん診療連携拠点病院として指定をされまして、住民のニーズにあったサービスを提供しようと日夜努力をしておりますし、平成18年度に準備をして平成19年度からは、甲府地区の二次輪番病院として二次輪番制にも参加をしております。こういった努力をしている結果もございまして、平成18年度を見ましても新規入院患者が402名ほど前年と比べ増加をしているということもございまして、努力をして、ある程度結果を出している部分がございますので、こういった病院の努力もしっかりと住民にもお伝えしながら出来るだけ経営状況についてご説明できるように今後も努力していきたいと思ひます。

望月勝委員 只今の答弁を聞きまして、新規患者数の増加などにも日夜努力をしている状況も非常にうかがわれます。また、現れている状況も見えますが、病院のスタッフは着実に努力を積み重ねられているのではないかとと思ひます。

意見書の(2)にも記載しましたが、引き続きサービスや高度な医療提供により、患者対応などにも気を配りながら、患者の増加に努力していかなければならないと思ひますが、その点について伺ひます。

福富医務課長 まさしく、高度医療、先駆的な医療、政策医療をしっかりと担っていくことが中央病院としての役割だと認識しておりますので、こうしたことをしっかりと認識して病院として、県全体によりよいサービスが提供できるように引き続き努めていきたいと思ひます。

望月勝委員 次に患者からの未収金、診療収入だと思ひますが、多くの病院で問題になっていると新聞やテレビ等で聞いておりますが、中央病院ではどの程度の未収金があるのか。また、未収金の徴収にどのような努力をしているのか、その対応策を伺ひます。

福富医務課長 まず金額でございますが、平成18年度末の患者未収金で申し上げますと3億7,100万円となっております。これは年度をまたぎまして、例えば保険会社等から支払われる部分も含めてございまして。こういった未納者に対しまして納付催告書を送付しておりますし、納付が困難な方につきましては高額医療費貸付制度などの紹介や分割納付などをお勧めしまして、回収にも努力しているところでございまして。また、納付催告書だけではなくて電話による催告とか場合によっては個別訪問も行いまして未収金の削減に努めておりますので今後も引き続き努力していきたいと思ひます。

望月勝委員 今の説明で、未収金への努力の姿勢が感じられるわけでございますが、一方で医療ミスなどが起きぬよう、さらに患者への信頼度を高めるため医師、看護師などの研修を強化する必要があると思ひますが、このような取り組みについては、どのような対策をとっているのか伺ひます。

福富医務課長 病院としてサービスの提供だけでなく、さらに安全面もしっかりしていくということは大変に重要であります。病院の中の取り組みとして申し上げますと、医療局長をトップといたしまして各職域の代表者全15名を集めまし

て、医療安全管理室を設置しております。そこでは未遂の事故などの報告を行うとともに、平成18年度で申し上げますと医師、看護師、検査技師などを対象といたしまして、医療安全研修会を3回開催しております院内での医療ミスの発生防止に努力をしている状況でございます。

望月勝委員 安心安全な医療体制の構築に努力されている姿が見られますが、最後に病院事業の経営形態検討委員会が開催されていると聞いておりますが、現在、どのような議論がなされているのか、その内容の説明をお願いします。

福富医務課長 既に病院の経営形態検討委員会は3回開催しております、その中で課題の整理等を行っておりますけれども、まずは病院経営の方向性といたしまして県の基幹病院として診療報酬でその経費総てを賄うことがなかなか難しい、高度、先駆的な政策医療を担いながら経営改善を行っていくということを病院経営の方向性として定めまして、その上で様々な視点から今後の本県の病院事業に相応しい経営形態を現在検討していただいているところでございます。今後もしっかりと議論をいただきまして御意見をいただきたいと考えております。

望月勝委員 今の説明をいただきまして、病院経営は信頼度、安全安心が必要であると思えますし、何よりも大切なのは県民のための病院という概念を明確にすることにあると思えます。

中央病院が果たしている高度医療の提供は、本県の医療行政になくはないものであり、その医療の提供体制を持続するためには経営の健全化を確保することが、県民に対しての信頼に応える一つの重要な課題であると思えます。

今後、経営形態検討委員会の研究、検討結果を踏まえ、県立病院が県民のための病院として役割を果たす中で、健全な経営を持続することができる経営形態に速やかに移行し、奮進の努力により健全な経営が確保されるよう要望いたします。私の質問を終わります。

浅川委員長 次に、意見書の提出のあった金丸委員に発言を求めます。

金丸委員 ご苦労さまでございます。総括審査ということで意見を出させていただきましたが、特に留意すべき事項という点で、3点にわたって提起をさせていただいたところでございます。、 については私の意見ということでございますので、福祉保健部でこれに対して反論なり、意見があれば発言をしてもらいたいと思うところでございます。これは従来から問題があったことなどや、それがなかなか解消されていないという思いから提起をさせていただいておりますので、せっかくの企業会計決算特別委員会でございますので、提起をしながら今後そういうことに、十分に留意をしていただきたいということでございますので、今申し上げたような点で反論なり意見があれば、出してもらうということにしております。

それから、3番でございますけれども、今も望月委員から話がありましたように、県立病院の経営形態について、検討委員会を設置して検討されているということです。経営形態検討委員会を設置するということは、今の県立病院の置かれた状況からすると、当然と思うわけでございますけれども、そういう中で特に効率的な運営とか、財政の健全化をしっかり議論をしてもらうということも、あわせてお願いをしたいと思うわけでございます。

経営形態につきましては、先ほども話がありましたように、県の基幹病院ということで政策医療という民間病院ではなかなか対応できないという事柄について、公立病院という立場で、県の一般会計からも財政補てんなどをしながら、県民の医療を守っていくという観点に立つと、書いてありますように、全国的に独立行政法人とか、指定管理者とか、あるいは、公営企業の全部適用という動きも出ているようでございますけれども、私は現行の経営形態で経営改善の努力をしていくということが、最も望ましい姿ではないかと意見を申し上げておきたいと思っております。そうした中で、全国の状況について、県立病院などの独立行政法人化、あるいは、指定管理者の流れ、さらには一部適用や全部適用などについての現状の動向、さらには、今後、それぞれの都道府県病院などで検討されている状況などについて、全国都道府県病院がそれぞれの県によって複数であったりとか、山梨県のように1つというところもあるわけですが、全体の数に対してどのような状況かということをお伺いしておきたいと思うところでございます。

福富医務課長

まず審査意見書でいただいておりますと ということですが、反論ということではなくて、御説明をさせていただきたいと思っております。まず事務処理の不十分の点についての御指摘が でございます。平成18年度決算の中でも平成18年度以前に招聘しました医師に対して謝金の支払いの問題、また、経費の支払金の計上漏れがあったということなど、いろいろな事務処理のミスがあったわけですが、まずは医師謝金の不適正の支出の問題が平成18年度に発覚しましたので、平成18年度に例えば企業出納員の設置とか、会計検査制度を設けるなど、制度的なチェックの体制も設けることをしました。さらに体制のみならず、実際の経理処理の中でもダブルチェックを徹底するという対応もしておりまして、それについては平成18年度中に改善をして、現在も事務処理の徹底を図っているところでございます。したがって、平成18年度までに発生したものが、今回、不十分ということで幾つか御指摘を受けておりますが、これについては今回のこういったものを受けまして、事務処理の適正化を徹底しているところでございます。今後もこの教訓を踏まえまして、適正な執行に努めていきたいと考えているところでございます。

それから、2点目の経営改善ステップアップ計画の目標に向かって、一層の努力が必要ということでございますけれども、先ほど御説明した部分と一部重複する部分もございしますが、現在、例えば患者の増加に向けまして、病院の幹部が各診療所や病院を訪問して、紹介率のアップに努めているとか、それから、先ほど申し上げました救急患者の受け入れ体制を十分に、患者の増加につなげていきたいということで、いろいろな角度から取り組みを進めているところでございます。結果としては、ステップアップ計画の達成にはなかなか結びついていないところでございますけれども、今後も引き続き収益の確保、経費の削減に努めまして、できるだけ経営改善に努めていきたいと考えております。

そのような中ですが、申し上げましたように、経営改善ステップアップ計画の目標が、達成できていないという状況を踏まえ、病院の自律性を高めていく、機動的に現在の状況に対応していくことが必要ではないかという課題もございまして、また、責任の所在が不明確という問題もございまして、こういった課題を踏まえた上で、現在の経営形態の見直しという議論につながっていると考えております。そこで現在の病院の経営形態の検討委員会の議論の流れでございますけれども、先ほど申し上げましたとお

り、まずは政策的な医療を担っていくということを前提とした上で、どのような経営形態がいいのかということが重要ということで、今、議論を進めております。もう少し具体的に踏み込んで申し上げますと、現在、委員会の中では4つの視点で経営形態を、考えていきたいと思いますという御指摘がございまして、4つ申し上げますと、「自律性の向上と明確な責任体制の構築」というのが1点目。それから、「安全・安心な医療の提供」というのが2点目。3点目として、「柔軟・迅速な対応が可能な体制の整備」。さらに4点目として、「職員の意識改革を促す環境の整備」、この4つの視点から今後さらに経営形態を見直していくということが、必要ということになると思います。

さらに現在の全国の流れということでございますけれども、全国の状況を申し上げますと、地方公営企業法の全部適用が21県、それから、地方独立行政法人が2県、指定管理者が1県、それぞれ併用しているものが7県でございます。本県と同じ形態の地方公営企業法の一部適用については16県という現状でございます。しかし、地方独立行政法人について申し上げますと、静岡県、山形県、秋田県、さらには、最近の報道ベースですけれども、東京都とか神奈川県についても、地方独立行政法人を目指すという動きがあるとお聞きしておりますので、今後こういった動きも加速していくのではないかと考えております。また、説明が長くなりますけれども、国の動きといたしましても、総務省が設置をしております公立病院の改革懇談会におきまして、公立病院改革のガイドラインが提示されておりますが、この中でも経営形態の見直しを1つの柱といたしまして、各地方団体に経営状況に応じて見直しが見直しが示されておりますので、各県におきましてこれを踏まえた対応が、なされるものという認識をしております。説明は以上でございます。

金丸委員

今の経営形態のところですが、これは最終的には経営形態検討委員会が報告を出して、それを知事が方針化して、パブリックコメントをかけたとか、県議会に問題提起したりとかいうような、流れとしては今後そういうことが予想されるということで、理解していいのか。

福富医務課長

最終的に委員会からの報告になるのか、どういう形になるのかはまだこれから議論があると思いますけれども、何らかの形で御意見をいただいて、県として決定をしなければならないということかと思っております。議会の議論について申し上げますのは僭越でございますけれども、議員の皆様方にも御意見をお聞きする中で、今後の経営形態を見定めていきたいと考えております。

金丸委員

地方公営企業法の一部適用は今日のような形で、決算特別委員会とか議会において議論がされる。全部適用も企業局が全部適用で、議会の議論がある。地方独立行政法人になったときには、議会の関与はどのような形になっていくのかお示しをいただきたい。

福富医務課長

地方独立行政法人についての御質問なので、そこに移行することを前提に申し上げますということではないということをご理解いただきたいと思います。議会の関与で申し上げますと、県は地方独立行政法人の中期目標を設定することになりますが、これについては議会で議決をいただくということになります。中期目標は、3～5年の間で成立をいたしまして、この中では病院でこういったサービスを提供していくのかとか、利用料金についての考え方を定めていくことになりますので、これについては議会の御意見をいただ

きながら、策定していくことになると思います。また地方独立行政法人が、中期目標に基づきまして中期計画とか、さらには事業計画を定めていきますけれども、これは県とか、法人の判断でつくっていきますので、中期目標の中で実態に即して、できるだけ機動的な計画をつくっていくことになると思います。

議会の関与は今、申しあげましたとおり、中期目標の中で議論していくことになりまして、さらには、地方独立行政法人になりまして第三者的な評価委員会をつくりまして、ここで事業の評価をしております。こういった委員会の決め方につきましても議会の御議決をいただきながら進めていくことになると思います。それで前後になりますけれども、先ほど議会の議論ということ、設立に当たってということ、申しあげますと、いずれの形態に移行するにいたしましても、条例の改正等が必要になりますので、そういった中でも議員の御意見、議会の議論をいただくことになると思います。

金丸委員 今、説明をいただいたわけですが、私の意見としては現行経営形態の堅持ということをお願いして、発言は終わりたいと思います。

浅川委員長 次に、意見書の提出のあった中込委員に発言を求めます。

中込委員 私も第3項の特別に留意すべき事項ということで、意見書にありますように述べさせていただきました。一日も早く黒字転換をとということで、医療体制を見直しながら県中央病院の役割を明確にしないと、財政についても明確化できないのではないかということも述べさせていただきました。

2、3質問させていただきたいと思いますが、平成18年度の病院会計の経常利益を見ますと、前年度より2億2,349万円改善されております。しかし、依然として19億円余の赤字となっているということで、いずれにしても病院の経営というのは、患者さんの病床の利用率を上げることが肝心ということですが、現在の中央病院の利用率と、全国の公立病院で黒字となっているところの病院の病床利用率が、わかりましたら教えていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

福富医務課長 まず18年度の山梨県立中央病院の病床利用率が、76.1%でございます。手元に赤字・黒字の分類をしているものはないので、県立中央病院のように、他県の400床以上の基幹病院になっているようなところを県1つずつとっていきますと、26病院の平均で83.5%となっております。黒字病院ということですが、今数字がございませんので、参考までに申し上げますとそういった状況になっております。

中込委員 黒字・赤字を含めて公立でも約83%ですから、黒字の病院であればもう少し上の病床利用率ということになるだろうと思います。いずれにしても病床利用率を高めることが、赤字を減らすことだと思うんですが、今、県立中央病院の病床利用率が低いという原因をどのように分析をされているか、お聞かせ願いたいと思います。

福富医務課長 先ほどの新規患者については増加していると申しあげましたけれども、患者数自体の絶対数をふやしていくという取り組みがまだまだ必要ということだと思いますけれども、一方で、新規患者数は増加していますが、国の施策等もありまして平均在院日数、つまり1人の患者が入院している期間、こ

の期間が平成17年度で申し上げますと18日だったものが、平成18年度になりますと17.2日ということで、0.8日短縮しております。これは患者にとりましては入院期間を短くするというので、よい面があるわけですが、結果としまして、新規患者数が伸びる一方で、1人の患者が入院している期間が短くなっておりまして、延べ入院患者数、ひいては病床利用率が伸び悩んでいる1つの要因であると考えております。

中込委員

黒字にするために医師が在院日数を長くするという事は、県立中央病院の役割として無理ですね。県立中央病院として高度の医療を行い、安定したならば次の病院に行くということは難しいと思いますが、いろいろな病院との関係で、高度医療を必要とする人を多くローテーションするということが肝心であり、それで病床利用率を上げていくような感じかと思えます。この辺は難しいことはわかりますが、黒字化に向けて努力をしていただきたいと思えます。

もう1点ですが、先ほどの県立中央病院の平成17年度からのステップアップ計画の達成が厳しいような説明を受けています。ダブルかもしれませんが、先ほどの説明ということでいいので、計画の見直しがあるのかということをお願いします。

福富医務課長

まずステップアップ計画に基づいて、しっかりと取り組みを進めていくことが第1と考えております。一方で、現在、経営形態の見直しにつきまして、検討委員会で御議論いただいているところでございますので、この方向性も見据えながら、今後、必要な計画の見直しについて、取り組まなければいけないと考えております。

中込委員

中央病院だけの経営形態の改善も1つあるんですが、中央病院の役割を国が今やっているように、例えば山梨県内を医療圏に分けてやっていく、そういう大きな山梨県の医療体制を中央病院の経営形態改善の検討の中に入れないと、そこだけやっても、山梨県の医療体制というものをどう考えていくのか。厚生労働省は医療費が、我々団塊の世代がなくなるまでは、今40兆円ぐらいが80兆円ぐらいになって、破綻をしていくと国も考えている。国の流れの中から県の体制も考えられるが、その中で中央病院をどうやっていくかを考えないといけないと思えますが、その辺は経営形態改善の中で加味されているのかどうかを、お聞かせいただきたいと思えます。

福富医務課長

先ほど政策医療をしっかりと担っていく方針のもとに、経営形態の見直しを進めていると申し上げましたけれども、中央病院は、山梨県全体の救命救急センター、三次救急医療になっているということもございまして、また、総合周産期母子医療センターは、周産期の最後のとりでの役割を担っているということもございまして、先ほど一言で政策医療を担うと申し上げましたけれども、県の中で県立中央病院がどういった役割を担っていくかというのを、委員さんにも委員会の中では御説明しながら議論いただいておりますので、それについても踏まえた議論が進んでいくものと考えております。

中込委員

ありがとうございました。ただ単に中央病院の黒字化する経営もありますけれども、本来の任務があるならば、今、マスコミ等でやっています簡単に行政特殊法人にすればいいとか、そういうことではなくて、本当に中央病院の医療を考えたらやっぱり県直営でいかなくはとかがいろいろあると思う

のですが、その辺を踏まえながらよろしくお願ひしたい。

浅川委員長 次に、意見書の提出のあった小越委員に発言を求めます。

小越委員 病院事業会計の確認ですけれども、企業債の超過借り入れ分が、本決算に利息分を含めてこの決算書に入っているという認識でよろしいでしょうか。

福富医務課長 利息の中に入っております。

小越委員 たしか決算審査意見書の中に、「誠に遺憾である」という文章が最後にあります。「今後は会計事務処理の更なる適正化を図るべき」とあるんですけれども、これは翌年度の平成19年度の会計に影響を与えるのであれば、この決算の中で決算後の、決算を締めた後の後発事象として、この問題を注記すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

福富医務課長 後発事象の取り扱いについてでございますけれども、企業会計原則注解によりますと、「財務諸表には損益計算書及び貸借対照表作成する日までに発生した重要な後発事象を注記しなければならない」とされておりまして、決算の策定のスケジュールを申し上げますと、決算は公営企業法に基づきまして5月31日までに調製して、知事に提出しなければならないとされておるところでございます。今回の企業債の超過借り入れにつきましては、6月の会計検査の中で指摘されまして、精査の後に最終的な確定は11月となっておりますので、先ほどの企業会計原則注解に基づきますと、後発の注記には該当しないものと認識をしております。

小越委員 私は大事なことでございますので、一般の方にわかりやすく書くには、これをぜひ再検討してもらいたいと思います。

それから、2点目ですけれども、過年度損益修正益の意見書がわかりにくいんですが、過年度損益修正益5億3,970万円計上を行ったとあるんですけれども、この内訳をまず説明してください。

福富医務課長 5億3,970万円の内訳でございますけれども、まず医療収益の調定方法を変更したことに伴いますものが5億2,049万円でございます。それから、医師の招聘謝金を着服した分の元職員に対する請求額が1,677万円でございます。これでほぼすべてでございますけれども、あと、都市計画道路用地の売却の補償工事費として固定資産、この分が94万9,000円ございまして、合わせましてトータルで先ほどの5億3,970万円余となっております。

小越委員 調定方法の変更で5億円というのは、よくわからないことですが、調定方法の変更というのは、この前お聞きしたところによると、今まで現金主義だったものを発生主義にしたと聞いているんですが、この5億円の中身です。調定方法の変更というんですけれども、5億円というのは、大きい金額ですが、どういうものでしょうか。

福富医務課長 現金主義からということではないですが、従前でございますが、まずは月ごとに支払基金へ請求した額を、収益として計上をしておりました。平成18年度以降につきましては、月ごとの医療行為をした、そのときに医

療行為の対価としての収益を計上するということに変更をしております。その結果としまして、平成17年度以前のものにつきましては、支払基金へ請求しますと、実際に1ヶ月、2ヶ月、診療行為から遅れますので、これを変更したことによりまして、平成17年度中に計上できなかった分を平成18年度の決算の中で計上しておりますので、これを過年度分の損益修正益に計上しているということでございます。

小越委員 それは保険請求が遅れますので、未収ですよ。未収金というものはまた違うものですか。それとも平成17年度以前に請求していなかったものを、もう一回請求したということではないんですか。

福富医務課長 請求が漏れていたということではなくて、計上するタイミングですが、診療行為をしたときにその対価は確定しますので、その時点で未収金として計上するわけですが、従前のやり方ですとその後、請求したときに計上していたということで、漏れていたものを後から計上したということではなくて、請求したタイミングで計上していたということです。その計上する時期を、発生主義に基づきまして医療行為を行ったときに、経理として処理していくという方向に変更したということでございます。

小越委員 この未収金の中に入っているのではなくて、この5億円というのはその前の分ですよ。いろんな請求できなかった分を含めて、ここに入れたということではないんですか。そうしないと話が合わないと思うんですけども。

福富医務課長 5億円のほとんどは2月とか3月、平成17年度末に医療行為を行ったものでございます。したがって、平成17年度のルールで言いますと、平成17年度の年度末に医療行為を行ったものは、平成18年度になってから、経理に計上していたんですけども、平成18年度から医療行為をしたときに計上するというルールに改めましたので、その経過期間が平成17年度にも計上しなかった、ルールを変えた18年度にも計上するという事はないということで、これを過年度損益修正益の中に計上したということで御理解いただきたいと思っております。

小越委員 私の認識と大分ずれがあるんですけども、もう一つ行きますと、審査意見書に「医業収益の一部に計上漏れがあった」とありますが、これは先ほどの医師の招聘謝金の着服のことでいいのですか。

福富医務課長 それにつきましては損失側でございますけれども、2,220万円ございまして、これは今の話とは別の話でございます。平成18年3月に委託料として契約したものがございまして、これは平成17年度中に未払金として整理をして、平成18年度になってから支払うというのが経理処理になるわけですが、平成18年度に支払う際に平成18年度分として支払いをしてしましまして、平成17年度の未払いとして経理されてなかったということから、過去の分ですので平成18年度になりましてから、過年度損益ということで計上したものですので、先ほどの5億円とは別ということになります。

小越委員 審査意見書の意見では、過年度の収益の修正のところに調定方法の見直しと、平成17年度以前の医業収益の一部計上漏れで5億円とあります。もう一つ下の文章にありますのが、医師招聘とかの未払金ですよ、それから、

過誤未払金で3,588万円。この上の方の「医業収益の一部に計上漏れ」とありますが、これは何ですか。

福富医務課長 今の5億円のうち、先ほどから収益方と損失方の整理ができてないんですが、これは収益側の話ということで申し上げますと、調定方法の変更と、それから、平成17年度以前の過年度分で、患者さんへの請求ができてなかった分について、これを平成18年度に改めて請求した分が内数として計上されているということで、ここで言う医業収益の一部に計上漏れがあったというのはそういうことだと思います。平成18年になったら請求したということです。

小越委員 それが幾らですか。

福富医務課長 2,900万円です。

小越委員 先ほどの説明とちょっと違う、2,900万円の計上しなかった分を新たに計上したということですね。この文章はよくわからない文章です、とても一般的にはわかりません。どこまでが発生して、どこまでが現金なのか、発生主義なのか、今、何の行為を行っているかとてもわかりにくいんです。経理をしっかりとってもらいたいということですが、その点でもう一つお聞きしたいのは、先ほど窓口未収金のお話がありました。窓口未収金は平成18年度末で3億7,000万円とお聞きしたんですけれども、平成18年度に発生した窓口未収金はお幾らでしょうか。

福富医務課長 まず決算意見書でございますが、これは監査委員のほうで作成をしておりますので、それにつきましては監査委員事務局に説明をしていきます。

それから、未収金18年度分でございますが、平成18年度に発生したもので申し上げますと、1億4,800万円でございます。これは先ほど申し上げましたとおり、交通事故等の保険の請求といったものも含めたもので、1億4,800万円になっております。

小越委員 窓口未収の件数ですね。一番大きい方は幾らぐらいで、窓口未収の件数が何件あるんでしょうか。

福富医務課長 申しわけございません。今、リストを手元に持ち合わせておりませんのでわかりません。

小越委員 件数がわからないということは、どうやって滞納の窓口未収金の対応をしているのかということです。レセプトの枚数でいきますと、1人の入院が3カ月になりますと3枚出てきますよね。その件数で3とカウントするのではなく、人は1人です。その方にどうやって対応していくのかということで、対応する仕方が違ってきます。何年のときに発生した幾らのものか、どういう内容か、それを把握してなくて、どうやって窓口未収を回収するという方向がつけられるんでしょうか。そのリストがあるんじゃないかと思うんですが、ありませんか。

福富医務課長 今、手元に持ち合わせておりませんが、リストを管理して未収金については整理しているところでございます。

小越委員

後でいいですので件数と大きい滞納の金額を教えてくださいました。決算意見書のところで、平成17年度の決算に「適正に表示されているとは言えず極めて遺憾である」と書いてあるんです。そして、平成18年度にも同じように「まことに遺憾である」と、2年連続で監査意見書に書かれています。先ほどの御説明ですと、計上漏れの損益の話と、それから、益の分と、マイナス部分のところがよく整理されていないですね。どこが問題となっているのか、それは経営上のというよりも、事務的な経理のやり方のところが毎年、毎年変わっていく。そして毎年、毎年、計上漏れがあり、計上のミスがあり、それをやり直した、これを変えたということになりますと、どこの経理が正しいのかわからなくなってしまうんです。2年連続こう書かれたことについて、どのような認識をされているのかお伺いしたいと思います。

福富医務課長

先ほど、意見書で修正益についての御指摘でしたので、益の話をした後に損失側を申し上げ、そこについて混乱がありまたことは大変申しわけございませんでした。それから、監査の指摘を受けての対応でございますけれども、ダブルチェック体制とか、中のチェックの体制はしっかりと整えて、事務の適正化に努めているところでございます。平成18年度の指摘されている中でそれ以前の分でございますけれども、我々としてもしっかりと真摯に受けとめて、取り組まなければいけないと考えております。今後もこういった御指摘を踏まえながら、適正な事務の執行に努めていきたいと考えております。

小越委員

わかりました。

2番目に医療内容についてお伺いします。薬のジェネリック薬品の使用状況です。こうした薬品の使用状況は、中央・北病院どの程度でしょうか。

福富医務課長

中央病院で申し上げますと使用割合が2.5%、北病院におきましては1.3%となっております。

小越委員

かなり低い数字だと思うんです。公的医療機関におきましては7%とか8%とか、今日の新聞報道では6割の方が、このジェネリック薬品を使ってもらいたいというお話がありました。これについて、今後のことも含めてどのようにお考えでしょうか。

福富医務課長

病院内におきましても薬品につきまして検討会議を設けまして、日々見直しをしているところでございます。一方で、高度の専門的な医療を提供しているという事情もございまして、すぐにはジェネリックへの切りかえが高まってないという事情もございまして、中央病院もしくは北病院として、一番いい薬品の提供に今後も努めていきたいと考えております。

小越委員

2番目に病床利用率です。先ほど平成18年度、中央病院では76.1%とありました。感染や結核病床も含めて76.1%だと思うんですけれども、一般病棟も78.1%とあるんですが、感染症や結核を除いたとして、一般で78.1%というのは低めの数字だと思っております。各科の病床利用率の状況、それから、いわゆる政策医療にかかわるところの病床利用のところはどのようになっているのでしょうか。

福富医務課長

一般で申し上げますと平成18年度は78.1%でございますが、結核に

については17.3%でございます。これにつきましては他の病院の結核病床の事情によりまして、平成19年度以降はさらに高まっていくという状況でございますが、あわせまして病院全体として76.1%が現状です。各科につきましてはかなり細かくなりますけれども、すべて申し上げるということでしょうか。

小越委員 政策医療にかかわる部分と、そうでないところの病床利用率の状況はわかりますか。

福富医務課長 診療科で、政策医療かどうかというのを分けることが非常に難しいわけでございますけれども、例えばということで申し上げますと、周産期センターの病床利用率を申し上げますと、産科病棟が58.1%でございますが、NICU（新生児特定集中治療室）については93.5%という状況でございます。

小越委員 やっぱり周産期や救急センター、そこが一番県立中央病院に求められている。そして、そこが最後の砦で、NICUが93.5%ということは、医師・看護師の皆さんは大変苦勞されていると思っております。このNICUの93.5%があるからこそ、少なくとも78.1%に貢献しているという見方もできると思うんです。政策医療でしっかり患者さんを、その後のフォローを含めて対応しているということになりますと、このところをしっかりとっていかなければならないと思っております。

ところで、ステップアップ計画では、平成18年に85.5%、平成21年に88.1%と、現状とかなり隔たりがあります。ステップアップ計画には亜急性期病棟の有効利用とか書いてあるんですが、そもそも今、それはないですね。ステップアップ計画と今の現実、かなり乖離しているのではないかと思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

福富医務課長 亜急性期病棟につきましては、病床の効率的利用という観点から縮小しておるのが現状でございます。ステップアップ計画との乖離につきましては、事情の変化等によりまして、柔軟に対応していかなければいけない部分もありますので、実情に合わせて現場として取り組むのとあわせまして、先ほど申し上げましたとおり、今後の経営形態の見直しの方向を見据えながら、必要に応じて見直しをしていかなければいけないと考えております。

小越委員 そのステップアップ計画の中にも、職員の減4.6%とあるんですけれども、これは県職員の行政改革プランの純減の数値目標と同じと考えていいんでしょうか、そこに看護師さんも入っているんでしょうか。

福富医務課長 病院事業全体というふうに理解いただきたいと思います。

小越委員 病院は診療報酬でやっております。そこには基準看護、看護師さんが何人いないと診療報酬が入ってこないというのもあります。今、看護師さんの充足率の状況はどのようになっているんでしょうか。それから7対1の看護の取得に向けて、7対1の看護をとると今の10対1に対して幾ら増収するんでしょうか。

福富医務課長 看護師の充足率は、分母に何をとるべきかというのがなかなか難しいとこ

るでございます。来年度の採用をまだ確定しておりませんが、看護職員の確保は、中央病院としても、ぎりぎり確保できるかどうかというところで、募集状況としては、今、そういう状況でございます。それから、7対1の取得につきましては、中央病院で7対1を取得しろという御指摘でしょうか。現在、明確にシミュレーションの仕方があるわけではありませんで、手元にその結果の数字を持ち合わせておりません。したがって、7対1のシミュレーションの結果については申し上げられません。

小越委員

ステップアップ計画や今後の経営改善計画に、看護師さんや医師の削減は入れるべきではないと思うんです。今、大体30人くらい産休・育休の方がいらっしゃいますよね。その方も入れて、病棟を回しています。救急センターに人を出したり、救急センターが大変なときには援助をしたりということで、看護師さんが非常に苦労しています。看護師さんが確保されないで診療報酬の点数に入ってきませんから、この縮減計画の中に、安易に看護師や医師を入れるべきではないと思っております。そこをぜひ検討してもらいたいと思います。

そして、もう一つ最後に貸借対照表について確認をさせてください。資本の部に借入資本金として、企業債を計上しているんですけども、民間企業では、借入資本金というのは借金ですよ。借金を資本に入れるということ、普通は負債、マイナスのことだと思うんですけども、総務省の地方公営企業会計制度研究会におきましても、「負債として整理すべきではないか」という方向が出されています。今、この貸借対照表では退職給与引当金も500万しか入っていません。このところは、普通の企業の会計でいきますと、資本の部から借入資本金が減り、そして負債のところに入れて、退職給与引当金を入れますと、結果として会計上は債務超過になると私は思っているんです。この状態を正しく把握するというのも、必要ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

福富医務課長

総務省から地方公営企業会計制度研究会報告書が出されておまして、借入資本金の取り扱いについても、見直しの必要性が報告されておりますけれども、これに係る法の改正は行われておりませんので、県としましては法令に基づきまして借入資本金に計上しております。また、退職給与引当金の計上につきましても、予算の執行残を引当金とするということとされておまして、もう少し申し上げますと、退職給与引当金を計上することにつきましては、累積欠損金がある場合について適当ではないということも、公営企業の実務講座のQ & Aの中でも指摘をされておりますので、このルールに基づきまして本県におきましても計上しておりません。

小越委員

現金預金40億円あります。流動資産と流動負債合わせて見ますと、とてもよい優良企業になっているんですよ。資金ショートはしない、とても優良企業になっている。だけど、120億円の累積赤字欠損がある。この普通の民間企業でいきますと、借入企業債、借金を資本ではなくて、そこに入れるとがらりと変わってしまうんですよ。今まで黒だったのが、会計上は赤字になる。日々の暮らしの現金は何とか足りている黒字状況ですけども、この会計処理はこういうふうにならざるを得ないという認識をしていただきたいと思います。今のこういう県立中央病院をめぐる状況を、現場の看護師さん、お医者さん、職員の方は、どのように今受けとめられているのでしょうか。

福富医務課長 現場の職員に対しましても例えば幹部会議等、もしくはさらにもう少し広げた管理会議等で、院長が入る中で現状についてよく説明しているところですが、なかなか人数が多い職場でございますので、完全には浸透していない部分もございますが、引き続き現状をよく理解いただくように、情報提供などをしていきたいと考えております。

小越委員 医療機関は、現場の看護師さんやお医者さんの現場第1主義です。ここで私たちが議論しても、先生方がどういう治療をして、診療カルテにどう書くか、それをしっかり保険請求とか、そこにかかってくるんですよね。その医師や看護師がどんなことを考えて、どのようにしてもらいたいのかということ、この本庁ともっと話をしないと、経営管理者がどうか変わろうと、経営形態が変わろうと、何も変わってこないと思うんです。現場の看護師や院長先生初め医師の先生方の意見が、ステップアップ計画には入っていないと思うんですよ。今後、その意見を含めて本庁と、現場の看護師さんの声をどのように反映させるのか、そこを最後に確認させていただきたいと思います。

福富医務課長 ステップアップ計画を策定する際、また、その後の取り組みの中でも、院長始め病院の幹部に入っただきながら策定を進めており、また、取り組みを進めているところでございます。しかしながら、御指摘にありましたとおり、現場の考えに沿った機動的な迅速な対応というのが1つの課題でございます。今、その御意見を踏まえた経営形態の検討見直しが行われておりますので、その中で職員の意識改革、意識の向上が図れる経営形態というのを、ぜひ目指していけるように検討を進めていきたいと思っております。

浅川委員長 ほかに病院事業会計について、質疑・意見はありませんか。

白井委員 今、病院の経営形態の見直しということに対して、外部の有識者も、あるいは、内部の方々も真剣に議論を重ねていると思います。これは知事が本会議、公の場で経営形態を見直しますと言った経緯がありますから、その方向で進んでいくのは100%当然のことですから、揺るぎないものとまず確認をしておきたいと思っておりますが、いかがですか。

福富医務課長 検討委員会なので、委員さんの御議論をよく踏まえるということになるかと思っておりますけれども、基本的には病院としての自律性の問題とか、それから、経営の責任の不明確の部分とか問題でございますので、こういった課題を踏まえて、新たな経営形態を目指していく方向で議論が進むのではないかと思いますけれども、これについて議論していただきたいと考えております。

白井委員 私も二十数年間、議会に参画して、病院は関心を持って見てまいりました。決してここ一兩年、あるいは、新病院を建設したため、この問題が提起されているということではないんですね。垂れ流し赤字の問題も、借金の問題も決してこの一兩年の問題ではない。言うなれば、積年の自助努力の不足、あるいは、基幹病院、公立病院といった甘えが、長い間いろいろな大義で一般会計から欠損の補てんに限らず、いろいろなものを、いろいろな大義でさまざまにお金を出しているんですね。地域医療とか、高度医療といいましても、実際、年間では巨額のお金を出しているわけです。しかし、民間病院で、同様のベッド数、あるいは、ほとんど同様の診療科目を持って利益をしっかりと

上げている病院、少なくとも全国的にも600、700、800ベッド持っている病院が、行き詰ったなんて話は民間だってほとんど聞いたことがありません。それなりの努力を皆さんしているんです。けども、公という中で、いろんな甘えや、努力不足や、あるいは約束事が守れてこなかった。今回のステップアップ計画もそうです。そういう意味で、これはもう事このごに至っては、もう甘えは許されないという認識を当局が持っているかどうか、部長、あるいは現場の皆様、教えてください。

中澤福祉保健部長 今、先生の方から御指摘ありましたけれども、現在の経営形態の課題ということで申し上げますと、経営責任の所在が不明確である。それから、診療報酬などもそうですけれども、専門職員というのが育っていない、育てられない。これは県との定期異動で2年、3年でかわっておりますから、そういう問題。そして機動的・機能的な運営ができない。これは先ほど看護師確保の問題がございましたけれども、山梨大学附属病院は独立行政法人化していますから、7対1ということをやろうとして、100人ぐらい募集しておりますが、これも随時できるわけですね。県の場合は年に1回しか試験ができない、そういうような機動性・弾力性がないというような、これはまさに現体制の限界点だと思います。それを十分認識した上で、今後どのような経営形態を目指せば、こういった問題が解決できるかということで、言ってみれば、見直すことを前提に議論を進めてもらっているという状況でございます。これにつきましては、病院職員にどこまで浸透しているかという問題がございしますが、検討委員会に院長、関係職員が出ておりますので、それは内部でこういった議論もこれからも浸透し、問題点を共有するような形で進めていきたいと考えています。

白井委員 今、山梨大学付属病院の話が出ました。その看護師長をしている者がおりましていろいろ聞いていますが、独立行政法人化以来、大変やりやすくなったと、大変柔軟的でいろいろなことがやりやすくなったと、私は生の声を聞きました。大体御案内のとおり、公営企業法の一部適用とか全部適用という話も長い間議論されてきて、この問題とて経営の見直しという大きな問題ではないけれども、そのことすら今まで果たされてこなかったわけですよ。そういう意味で、今回の改革なくして将来はない、まさに何十年先のことをここでしっかり確立していかないと、またこのまま垂れ流し赤字が続いたら大変なことになります。この点は所管している福祉保健部は、知事のことを理解して、この問題は真剣に、今は外部有識者で議論されておられるようですが、もう議論の余地のない問題です。せいぜい議論してきました。もうともかくこの病院の問題は何十年の議論の経過がありますから、この一兩年の問題ではないことをしっかりと心に刻んで、不退転の決意で臨むことを希望します。

浅川委員長 ほかにございませんか。  
以上で病院事業会計について質疑・意見を打ち切ります。

【電気事業会計】

望月勝委員 電気事業会計について1点お伺いします。現在、水力発電は、早川水系、笛吹川水系、野呂川水系等があるようですが、そこはかなり無人化をしまして、甲斐市にある発電総合制御所で一括して管理をされていると聞いていますが、将来性を見ましてこの電気事業の中で指定管理者制度とかそういうものの導入等を考慮しているのかどうか、その点を伺います。

西山電気課長 本県の電気事業につきましては、水力発電というクリーンエネルギーを安定生産することによりまして、地球温暖化等の環境問題と県の環境政策に重要な役割を果たしているところでございます。

本事業はお陰様で、たゆまぬ経営の効率化に努めました結果、毎年5億円以上の利益を計上し、今後も引き続き健全経営が続けられるものと考えております。平成17年度からは、この利益の中からクリーンエネルギーの普及啓発や環境保全事業を充当する目的に3年間、毎年1億円を一般会計に繰り出しを行い、事業経営から得られました利益の一部を広く県民の皆様に還元するなど福祉増進に寄与してきたところでございます。今後も県民の公共財産であります水資源を有効活用することによりまして、得られました利益の一部を多様な形で県民福祉のために還元し続けることが可能な現行の地方公営企業としての経営形態が現時点では得策であると考えておりまして、将来的には民間の経営手法なども含め研究していきたいと考えております。

浅川委員長 次に、意見書の提出のあった進藤委員に発言を求めます。

進藤委員 電気事業会計について伺います。クリーンエネルギーである水力発電は、環境保全の意識が高まる中で、ますますその重要性が見直されています。早川水系、笛吹川、塩川発電所の計17の発電所によって、昨年度の供給電力は、4億3,170万キロワットアワーで、前年度比6.1%増加したということで、それは降雨量が多かったことが増加の要因ということでございますが、そういうわけで平成18年度決算においては純利益が5億円余で、増えたということ、前年度と比べて812万円余、1.6%の増加があったということで、よかったと思います。その収益については、文化活動、それから、修理、保全という面の準備金になっているというお話でした。一方、新聞等でも報道されておりますが、全国的な電力供給事情については、新潟県の中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の停止による発電量の減少とか、猛暑による電力消費量の増加なども重なって電力不足が問題になっているわけですが、このようなことから、発電量の増加を期待しているわけですが、この既存の設備の中で最高どのくらいの発電が可能なのかということをお聞きしたいと思います。

西山電気課長 現在、県営の発電所は17ございまして、最大で11万8,120キロワットの発電能力を有しております。来年の4月に、今、琴川ダムの直下につくられております琴川第三発電所が運転を開始する予定でございまして、その発電所の1,100キロワットを加えますと、11万9,220キロワットとなります。この発電量は降水量や河川の水量によりまして、変動するわけでございますけれども、おおむね一般家庭の13万世帯、県内の総世帯数の

約40%に当たるわけでございますけれども、その1年間の使用電力量に相当する発電が可能であると考えております。

進藤委員           それ以上に発電をするという、もっとふやしていくというお考えはないでしょうか。

西山電気課長       発電所の最大規模というのは、水の量とか総落差とか、そういうもので決まっております。先ほど申し上げましたように、最大で11万8,000キロワットの能力しかないわけでございますけれども、今後、長期的な視野に立ちまして新規水力の開発を行って、増設というものに対応していかなければいけないと考えております。

進藤委員           そういうことを考えていただくと、大変ありがたいと思うんですが、今、電力の安定供給量ということで、そういう対応を考えていくというお話のように感じております。一方、今、非常に叫ばれているクリーンエネルギー、環境保全ということで考えられているんですが、県民の環境保全の意識を高めていくような意味で、小水力発電とか太陽光発電、あるいは、風力発電のようなクリーンエネルギー発電について、県の企業局で貢献していただきたいと考えているんですか、いかがお考えでしょうか。

西山電気課長       電気事業につきましては、水力発電の安定供給、太陽光発電などのクリーンエネルギーの普及啓発によりまして、県の環境施策に貢献をしております。特に水力発電開発につきましては、地球温暖化対策の一環としましてクリーンエネルギーの活用が叫ばれ、開発の機運が高まりつつありますことから、立地地域との共生や自然環境との調和という観点から、開発の可能性につきまして再検討していきたいと考えております。また、地域事業に密着しました分散型電源、あるいは、RPS（電気事業者に対して、毎年、販売電力量に応じた一定割合以上の新エネルギー等から発電される電気の利用を義務付けるもの）電源として期待されておりますマイクロ水力発電、ダムの放流などを活用します小水力発電につきましても、今後調査を進めていきたいと考えております。今後も引き続きまして、本県の豊かな自然と豊富な水を利用しました水力発電の調査を進めていくとともに、太陽光あるいは風力発電などの環境に優しいクリーンエネルギーの普及・啓発を通じまして、「さわやか山梨」の実現に寄与していきたいと考えております。

進藤委員           ダムをつくる時は大変なお金を使ってつくるわけですね。そしてたくさんのお金を使うわけで、山林等の保全ということで、川に水路をつくってダムに水をためるわけですが、その水を何回も使って、電気がたくさんできればいいなと考えていたところで、今、ダムの入り口のところで小水力発電を、考えているというようなお話なんですけど、どんなふうにするか、具体的なお考えをお聞きしたいと思います。

西山電気課長       県内のダムにつきましては、それぞれのところに管理用発電、あるいは、私たちのやっております事業用発電所が既にごございます。今、1カ所、深城ダムにだけ管理用あるいは事業用発電所がございません。現状では、維持流量を河川に放流しているわけでございますけれども、この辺がもし利用できるならば利用していきたいと考えておりますけれども、いろいろ関係機関との調整といった問題がありますので、それにつきましてはこれから調整して

いきたいと考えております。

進藤委員            そういうふうにして、ぜひ有効活用を図っていただきたいと思いません。よろしく願いいたします。

浅川委員長           次に、意見書の提出のあった中込委員に発言を求めます。

中込委員            平成18年度の決算を見ますと健全な財政ということで、執行部の皆さんのお力と認識しております。この状態を継続して安定的にやっていただいている中で、1点だけ質問させていただきたいと思えます。

地域振興事業会計からの償還金として、丘の公園ゴルフ場等の指定管理者からの納付金が、地代等を払った残り分が返されるということで、6,800万円余が返されている。これを今の残高で単純に割ると、93年ということになるわけですが、この点について質問したいんですが、この貸付期間というのは50年と聞いているんですが、それでいいのか。また、50年であれば償還できない計算ということで、トータル的には健全な財政と思っておりますが、この辺について長期の観点からご質問します。

浅川委員長           中込委員、今、電気事業会計の方をやっていますので、地域振興会計の方でお願いします。

中込委員            そうですか。電気事業会計の方から貸し付けているんですね。その観点からなのですが、委員長が地域振興会計でということであればそちらでやります。

浅川委員長           その方がいいでしょう。

中込委員            はい、わかりました。

浅川委員長           ほかに電気事業会計について質疑・意見はありませんか。  
                          (「なし」の呼ぶ者あり)  
                          以上で電気事業会計について質疑・意見を打ち切ります。

【温泉事業会計】

主な質疑等           なし

【地域振興事業会計】

浅川委員長           地域振興事業会計について、初めに、意見書の提出のあった山下委員に発言を求めます。

山下委員

大体の範囲で結構なのでお願いします。意見書の方に、いろいろ大変大きなことを書かせていただいたんですけども、企業局の抱えている事業というのは、電気事業、温泉事業、そして地域振興事業ということですけども、皆さんご承知のように、地域振興の方は指定管理者制度の導入によって、ゴルフ場はほとんど民間に委託されているという形になっているわけですね。前は、企業局が直接経営をしていたという格好ですけども、今はほとんど丸投げしているわけですから、企業局サイドがやることというのは、ほとんどなくなっているということですね。

それともう一つの、温泉事業に関しても、私の地元の石和温泉というところが、温泉事業のメインのところですけども、そこも配管の管理の計画があと残り2割ということになってきて、大体計画もされている。事業的な経営のお金の部分もある程度目安がついていると当局から伺っている。そして、電気事業に関して教えていただいたら、これは法律で決まっています地方公営企業法で、要するに電気事業を行う場合には、わざわざ別会計を設置しなさいということになっていて、結構いろんなことが書いてあるんですけども、職員は100人以上置けとか、5万キロワット以上でなければだめだとか、公営企業管理者を1人置きなさいとか、はっきり言わせていただいて、大変大きなお世話みたいなことも書いてあるんですけども、そういうふうな事業というのが今いわゆる企業局が持っている事業の部分のわけです。

ここでお話を聞きたいんですが、電気事業では、今、100人を超える職員で、臨時職員は別ですよとされている。温泉事業、そして地域振興事業の方はほとんど民間だから、県が携わっていることはないんですけども、県が絡んでいる職員は何人いるんですか。

清水総務課長

地域振興事業について申し上げますと、専属の職員というのは平成19年度から0人ということになっております。もう少し具体的に申し上げますと、経営企画課という課がございますが、そちらの方で温泉事業、電気事業の計画等、また、企業局の長期的な運営、これに携わっている職員が兼務という形でっております。

山下委員

わかりました。それで、地域振興事業というのは、基本的に指定管理者にお渡しになっていますから、ここから事業が拡大していくということは余り考えられないと思います。まだこれ以上県が出ていってゴルフ場つくるなんてことは考えないと思うんですけども、将来的な計画というのは何かあるのかどうか教えてください。

清水総務課長

地域振興事業につきましては、御承知のとおり丘の公園のゴルフ場を中心としまして、まきばレストラン等々を運営いたしております。現在、丘の公園全体で年間23万人というような、大変な数のお客さんに来ていただいております。先ほど先生から話ございましたように、平成16年度からは指定管理者制度を導入いたしまして、経営の管理をいただいております。ただ、この指定管理者制度というのが10年間という契約になってございます。この10年間以降をどうするかということも、また企業局にとりまして大変大きな課題でありますし、これについて現在、企業局におきまして、平成25年度以降どのように事業を運営していくのかということ、検討を進めている状況でございます。

山下委員

先ほどお話ししたように、地域振興事業の方はゴルフ場ですから、10年後に再度、指定管理者を募集して、今の事業者になるのかどうするのか、それをやっていくということで、私がイメージの中にあるのは、電気事業というのもまだまだ広げていくというイメージが、余りないんですけども、あるようなことはお伺いしています。温泉事業は、先ほど言うようになっていくということですから、正直言って、3事業ある中で私の考え方を言わせていただければ、電気事業は今言うように法律の縛りがあって、しかも、収益的にもかなりいい収益を上げているということになる。それで地域振興事業というのは、また10年後にどういうふうにするかということ、考えるということになってくるから、今、現在としては特に何をやるわけではないんですね。実際の話、ただ単に見ているだけの状態です。

経営に全部口を出しているかということ、そうではなく指定管理者にお預けしているわけですから、年間1億5,000万円ぐらい納入金があるというだけの話ですから、それで温泉事業というのも将来的なことを考えさせていただくと、私の地元の石和温泉にしてみると、大変厳しい状況にあるというのは皆さん御承知だと思うんです。料金の問題については、今回は触れませんが、温泉事業に関しても全体のパイが、これからもっと減っていくのではないかと。事業が少しまたがっているから申しわけないですけども、要するに将来的にこれから温泉の給湯量がふえるかということ、正直言って余りふえない。となると、給湯量がどんどんどんどん減っていけば収入も減っていく。そのときにどういうふうにしていくのか。使わせるのか、使わせないのか。使わせるように料金を下げるのか。極端なことを言ったら、旅館を何とか守るために料金を下げてやっていくのか。それとも、要するに今まで行って、もうとにかく赤字になったときに考えますというのか。

そのくらいのことを本当に考えていくというんだったら、温泉事業の部分の中にも考え方が1つあるんだけど、望月管理者に最後に一言だけ感想だけで結構ですが、電気事業法の縛りがある部分以外の温泉事業と、地域振興事業というのを、極端なことを言わせていただくと、そろそろ企業局の組織のあり方として、本課に返したっていいんじゃないかと。温泉事業の認可を出しているのはみどり自然課ですから、そこで十分管理できないのかということですね。病院事業を今だれが出てきて説明しているのかということ、医務課長が出てきて説明しているわけです。ただ、医務課長も大変な仕事を抱えていると思いますけれども、実際の話、本当に温泉事業と地域振興事業というのが、わざわざ企業局になればいけない事業なのかということ、本当にそろそろ考えていかないと、極端なことを言えば、全体の職員数5%と言われている企業局というのも縮減していけば、当然全体のパイも減っていく、1人でも2人でも減っていくんじゃないかと。僕はそういうふうに思っている。今後、その辺の論議を重ねていく必要があるのではないかと。思うんですけども、管理者の感想で結構でございますので。

望月公営企業管理者 大変難しい問題で、先生御存じのとおり、温泉事業、それから、地域振興につきましても、条例で地方公営企業法適用ということでございますので、当初そういった意向があって、これは公営企業でやるべきだということの御意見の中で、我々は今、事務をやっているということでございます、先生おっしゃるとおり、ゴルフ場については指定管理者、温泉については、今後温泉を掘ってどうこうするというのができるわけではございませんし、今のサービスをしっかり提供していくと、できるだけ安い値段で提供していくというのが、ある意味では業務ではないのかと思っております。ただ、お湯の量も

減るとか、そういったこともあるかもしれませんが、それは全体的な話ですが、地域振興事業の中については、1つ大きくは指定管理者で動いておりますが、また後で議論があるかもしれませんが、六十何億円の負債を電気事業会計から借り受けているということもございます。そこを片づけるという話になると、そこも含めて検討していかなければいけないということで、非常に難しい話だという感じはしております。温泉については長期の計画の中で、笛吹市への移管も含めて検討するというようになっておりますので、その辺の組織というのは出てくる。

電気事業でもやはり、今、電気事業会計だけで約100名でやっておりますが、その辺でもう目いっぱい、これ以上もう削るとか、やはり現場を持っているものですから2人体制で監視したりとか、そんなようなことやっているとおおむねもう大変な、いっぱいになっているかなということで、これ以上の事業の進展もないけれども、組織は増やすこともできないのかなという感じがいたしております。ただ、電気についてはちょっとここで水力の見直してみたいな感じも出ておりますので、大きいダムをつくってどうこうという事業でなくて、1,000キロワットとか、その辺の中小の部分が可能なところを検討して行って、やはり将来的に電気事業も今以上に経営の基盤をしっかりとさせて、安全な管理をする中で続けられたらなという感じしております。そんなことで御理解いただきたいと思っております。

山下委員                   はい、ありがとうございます。

浅川委員長               次に、意見書の提出があった望月委員に発言を求めます。

望月勝委員               丘の公園のレストランの方は非常に集客がありまして、好評で利益も上がっているということでございますが、ゴルフ場の関係についてお聞きしたいんです。このゴルフ場、季節がはずれば東京のお客もかなり減るし、今の経済情勢から見てもゴルフ場の集客というのは、非常に大変な時期に来ているのではないかと思います。ゴルフ場は、指定管理者に出しているわけですが、このあたりの年間通しての何か利用計画の変更とか、また、こういうものについて県の方として観光部と連携しながら、何か違う面へ事業転換をしていくような計画を持っているのか、または、そういう考えもあるのか、お聞きしたい。

山本経営企画課長       丘の公園の事業の中でゴルフ場の経営というのは6割を占めておりまして、今後の利用の推移というのが大きなポイントだと思います。特にゴルフ場につきましては、冬期には閉鎖ということになりますので、指定管理者はそれを使いまして、例えばゴルフコースの閉鎖時に施設を利用したスノーパークを開設したり、雪遊び等の提供、自然観察ウォークなど、こういうのを計画して冬期においても、ゴルフ場の利用者を増やすという計画を進めているところでございます。観光部との連携であります。現在、風林火山キャンペーン等を進めております。来年度は山梨デスティネーション・キャンペーン等を進めますので、そういうものとも連携を図る中で、さらなる集客に努めてまいりたいと思っております。

浅川委員長               次に、意見書の提出があった金丸委員に発言を求めます。

- 金丸委員 期待をしたとおりでございます。しかし、今、平成19年度に平成18年度の決算をやっているんですけども、過年度損益修正益の1億9,100万円余について、審査意見書の中で平成13年度までの減価償却費の累計額と記載をされているけれども、どうして平成13年度までが今になっているのか、どういう意味があるのか説明をいただきたい。
- 清水総務課長 今、先生からお話がありましたように、平成13年度まで減価償却をしておりました。中身は、ゴルフ場のグリーンやフェアウェイですが、それは私どものそれまでの見解では工作物であるという認識を持っておりまして、毎年、必要な額を減価償却してまいりました。ただ、国からの通達、あるいは国への照会を重ねるうちに、局内で土地と一体のものであるのではないかという議論になってきました。そのことが議論となり始めたのが平成13年度でございます。その時点でそういう疑義がある以上、そこで減価償却は仮にストップしようということでやったわけでございます。たしかにその間に長い期間があるわけでございますが、その間に私どもいろいろな文献を調べたり、あるいは経済産業省、総務省等に照会いたしまして、グリーンというのは土地と一体のものであると、例え最初の設置にお金がかかっても出来た後は土地であるということで減価償却する必要がないという正式な見解をいただきましたので、平成18年度の決算で過去に遡りまして減価償却しました分を利益として計上しました次第であります。
- 金丸委員 今までのそういう処理の仕方と、国などの意見も踏まえてそういうことをやったと、それはわかりました。ただ、意見書に書いておきましたように、今年度は、局長公社の売却益の2,300万円余と、過年度損益修正益の1億9,100万円余が計上されての4,835万円余の純益ということですから、この数字から行くと実質上はマイナスになっていると。過年度分の減価償却と資産である局長公社を売却して、4,835万円余の純益となっていると思うんですけども、次回はこういうものがなくなるわけだから来年度以降の見通しはどのような予想がされているのか説明していただきたい。
- 山本経営企画課長 当期損益については今年度だけ黒字化したということではありますが、このまま行きますと累損が続きますと、平成25年度まで赤字が続く予定であります。それ以降は、黒字化が図られるという予定となっております。
- 金丸委員 指定管理者から1億5,000万円入って、他に単年度赤字が続いていく要因というのは、どういうことか。累積で赤字が計上されていくというのは理解できるんですけども、そこを説明していただきたい。
- 山本経営企画課長 いわゆる非現金収支ということで、減価償却の支出が毎年大体1億円近く嵩んでいきますので、それが赤字となっている主な原因であります。
- 金丸委員 いずれにしてもこれは大きな課題になっていることは間違いないと思っております。意見書に書いてありますように電気事業会計から長期借入金63億円余を借り入れているという状況で、銀行などからの借入でなくて、同じ公営企業でやっている電気事業会計から借入しているということになっているわけですね。これは正直に指摘をすれば、そういうことで内部の流用のような感じになっていると考えられるわけでございまして、銀行から借りるとは言わないけれども、もちろん経理上はきちんとやられているとは思

うけど、電気事業会計が黒字だからこちらは赤字でも、というような感覚ももっていないと思うけれども、ややもするとそういう意識がはたらくのではないかという思いを持つわけでありませう。そういう点では早急に赤字の解消ということを考えていかなければならない。今の指定管理者は10年契約で、1億5,000万円の施設利用料で、ゴルフ場の利用人員も減ったということもあっておられますが、指定管理者の経営状況というのは、企業局でチェックをしたりとか、あるいはそういうものを求めたりとかやっていると思うが、概算でいいですから指定管理者のゴルフ場を中心とした経営の概況、指定管理者はどのくらいの利益を上げているのか。そういう状況について明らかにしてもらいたいということと、そうしたことに對して具体的にどういうお考えを持って望んでいるのかという点も含めて説明してもらいたい。

山本経営企画課長 まず1点は、指定管理者の経営状況の把握でございますが、これにつきましては、地方自治法で知事が出来ることになっておりますので、毎月報告をいただいております。そして決算時には決算書をこちらに報告させているところでございます。その経営状況ですが、平成16年度から指定管理者が開始されたのですが、その前には現金ベースでは赤字になっておりましたが、指定管理者が導入されたことによりまして、現金ベースでは黒字化しまして長期借入金の償還も可能になったということでございます。

そのチェック体制につきましては先程申しましたように指示もできるし地方自治法では監査もできることになっておりますのでそういう体制でいきたいと思っております。

金丸委員 質問に答えていない。指定管理者の経営状況について概況でよいからそれを明らかにしてもらいたいということです。それは、今のお答えと少し違うと思いますので、答えてもらいたい。

山本経営企画課長 指定管理者の経営状況については、平成18年度と平成17年度を比較しますと、総収入は、平成17年度が8億4,700万円余、平成18年度が7億5,600万円余で、総収入が減っておりますが、支出の面で、平成17年度が8億3,200万円余、平成18年度が7億7,000万円余ということで、指定管理者は経費節減ということで取り組んでおります。そして基本的に、毎年、1億5,000万円を企業局に納付金として納めてもらえれば、その前の段階の経営については、ある程度、指定管理者の方の経営にお任せしている現状でございます。

金丸委員 今の説明ですと、平成17年度は黒字になっているけど平成18年度は収入と支出が逆転して赤字になっているということですね。その赤字の要因というのは何ですか。

山本経営企画課長 やはり悪天候等の影響によりまして、メインでありますゴルフ事業の料金収入が、前年度より約10%下回ったということが大きな要因だと思っております。

金丸委員 収入が7億5,600万円余、支出が7億7,000万円余、概算で2,000万円近くの赤字となっているということですね。平成16年度からの剰余金と平成18年度の赤字とを相殺をしてどのような数字になっているのか。

山本経営企画課長 指定管理者の決算状況をいいますと、累積ですと今のところは3,000万円くらいの赤字となっております。

金丸委員 赤字になっているということであれば、指定管理者から企業局に対して、1億5,000万円の施設利用料をまけてくれとか、経営状況が苦しいからという声は出ているのか。

山本経営企画課長 現在のところでは、そういう意見や要望はできておりません。ただし、芝の管理につきまして、各施設等の要望等についてできております。

金丸委員 軽微な補修とか手入れとかは指定管理者がやり、大がかりな補修などは企業局でやってあげなければならないとなっていたと思うんですけども、そういう支出で、多少なりとも累積赤字の3,000万円の補填をする形の修繕とか補修とかをやってきている部分があるのか。

山本経営企画課長 修繕区分等につきましては、協定書によりまして定めておりまして、その修繕区分にしたがって修繕等を実施しているところでございますが、3,000万円の補填につきましては、指定管理者の経営努力に委ねるということで、企業局ではそちらについての補填等は考えておりません。

金丸委員 決算書に載っているかも知れませんが、今の修繕とか補修というもので平成18年度に企業局で処置をしている金額というのは載っているのか。いくらになるのか。

山本経営企画課長 370万円程度でございます。一つには台風被害がありまして、中に流れている河川の修繕と、もう一つは避雷舎という建物がありますが、その修繕ということで併せて370万円程度でございます。

金丸委員 63億円余の借金を速やかにはいいませんが、なんらかの形で返済していかなければ、他の委員も100年近くかかると指摘しております。このままだと平成25年まで赤字が続いて、平成26年からようやくいづらか黒字になっていくという状況ですよね。相当な年月がかかるということで、私も名案は浮かんでこないのですが、将来にわたってどのような処理をしていこうという考え方を議論されたり持っているのか、そういうことについて管理者から見解を求めたいと思っております。

望月公営企業管理者 これについては私どもも非常に頭の痛い問題で、今、委員方から指摘がありましたように、平成16年度から指定管理者制度と利用料金制を導入し、1億5,000万円の収入で、今言った土地代とそういったものを賄っております。

したがって、減価償却費が入ってきますと将来的に赤字になるのは見えた形になっております。1億5,000万円が2億円になるとかそうなってくればちょっと違ってきますが、ただある意味では、今までの63億円の借入を少ないながらも返す方向に向かってきたことで、今の時点では着実にそれをやっていかなければならないと考えております。将来的には施設も古くなりますので、新たな投資とか、修繕とかも必要となってくるので、その辺を勘案しながら将来どうするのかということをや近々検討するというところで、

今年度から施設の老朽化調査など始めているところがございますので、そういったものを見極めながら将来検討していきたいと考えております。私も、今ここで回答を出せといわれても出せない状況ですので、ご理解をお願いします。

金丸委員

1億5,000万円の施設利用料が入って、1億5,000万円が一人歩きしているけれども、中身は私が言うまでもなく、森林環境部からの土地の借料が7,000万円くらいだと思いますが、1億5,000万円の約半分近いお金がでていくということですよ。そういう点から行くと今直ちに方針を出すというわけにはいかないということだけれども、1億5,000万円という一人歩きの話を強調するということはいかがかという思いを持っている。電気事業会計と組めばいいというような思いはないと思うけれどもそういう感覚は捨てていただいて、地域振興事業についてもできるだけ早めにそういう検討をしたり、指定管理者の方にも赤字のままだと施設利用料をあげたいという話もできないから、指定管理者にもできるだけ黒字になるような努力と、県からサジェスチョンするようなことも進めて取り組んでもらいたいということをお願いいたします。

浅川委員長

次に、意見書の提出があった中込委員に説明を求めます。

中込委員

望月委員と金丸委員とすべてダブリますので、この意見書の提出だけで終わります。

浅川委員長

次に、意見書の提出のあった小越委員に発言を求めます。

小越委員

同じことですが1点聞かせてもらいたいんですけども、本年度は過年度損益修正益のところ、純利益が出たということで、それがなければ1億くらいマイナスで、指定管理者更新の時期の平成26年からは黒字になるということですが、平成26年からは本当に黒字になると見込んでいいのでしょうか。

山本経営企画課長

現状でいきますと、平成26年から単年度では黒字になるという状況です。

小越委員

報告を聞きまして、指定管理者の会社そのものも、今、そんなに潤沢ではないという印象を受けたんですけども、先ほどあった60億円以上の長期借入れを、全部なしにするということは許されないと思いますし、例えば一般会計から入れるとか、それから、売却とか、そういうことは考えているのでしょうか。

山本経営企画課長

現在、老朽化調査等を踏まえまして、今後の形態のあり方については、先ほど管理者が御説明したように、検討を進めていきたいと思っております。その中では小越委員が言われたように、どうするのかということも含めて検討してまいりたいと思っております。

小越委員

一般会計から入れるということは、多額ですし、県民が納得しないのではないかと私は思っております。これは、指定管理者になる前の大きな負のものが、ずっとついて回っていると私は思っております。このまま10年後までずるずる行くのではなく、指定管理者10年後のことも見越して、なるべく

早くにどうするのかということ、検討委員会を立ち上げるとかして、税金をそのままつぎ込むとかは、私はいかがなものかと思えますけれども、検討してもらいたいと思います。

浅川委員長

答えはよろしいんですね。

ほかに地域振興事業会計について質疑・意見はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

以上で地域振興事業会計についての質疑及び意見を打ち切ります。

討論

なし

採決

全員一致で認定すべきものと決定した。

その他

委員長報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

企業会計決算特別委員長 浅川 力三